

【特記仕様書記載例】

第〇〇条 下請負者の県内建設業者の優先選定

受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めること。

第〇〇条 建設資材等の奈良県産品優先調達

1 受注者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

2 受注者は、建設資材のうち生コンクリート、コンクリート二次製品、道路舗装材料類（アスファルト合材・インターロッキングブロック等）、（以下「3品目」という。）及び奈良県リサイクル認定製品（土木資材※）の使用については次に示す①から③の報告書（様式1）を監督職員に提出しなければならない。

- ① 資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】
- ② 当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】
- ③ 資材調達結果を竣工検査前に報告【完成報告】

3 受注者は、3品目で奈良県産品（以下、「県内産建設資材（3品目）」という。）が調達できるにもかかわらず奈良県産品以外を使用する場合は、その理由を付した書面（様式2）を監督職員に提出すること。様式2の提出時期は、様式1と同じとする。

4. 上記2. の報告内容により下記条件を満たせば、工事成績評定の際に加点評価する。
ただし、諸経費に含まれる資材、転用可能な資材等や工場製品の材料に使用されるものは対象外とする。

- ① 県内産建設資材（3品目）を全種類・全量を使用。
（創意工夫考査項目のその他で2点を加点）
- ② 奈良県リサイクル認定品（土木資材※）を全量使用。
（創意工夫考査項目のその他で2点を加点）

※奈良県リサイクル認定製品パンフレットに記載のある土木資材が対象である。